

令和3年 第3回大崎市教育委員会定例会会議録

1 招 集 期 日	令和3年3月18日(木)	開会 午後2時35分	閉会 午後3時41分	
2 招 集 場 所	岩出山総合支所2階 第3会議室			
3 出 席 委 員	教 育 長	熊 野 充 利	教 育 長 者 職 務 代 理 者	青 沼 陽 一
	委 員	若 見 朝 子	委 員	佐 藤 寛
	委 員	堀 智 恵 子		
4 欠 席 委 員	早 坂 正 年			
5 傍 聴 者	な し			
6 事 務 局 職 員 者 出 席 席 者	教 育 部 長	宮 川 亨	教 育 部 参 事	佐 々 木 晃
	教 育 部 参 事 兼 教 育 総 務 課 長 事 務 取 扱	安 藤 豊	教 育 部 参 事 兼 文 化 財 政 課 長 事 務 取 扱	鈴 木 勝 彦
	学 校 教 育 課 長	木 村 博 敏	生 涯 学 習 課 長	高 橋 和 広
	中 央 公 民 館 長	中 川 早 苗	図 書 館 長	横 山 一 也
	学 校 教 育 課 副 参 事	菅 原 栄 治		
7 書 記	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	久 本 裕	教 育 総 務 課 主 幹 兼 係 長	加 藤 浩 司
8 議 事	議案第17号	大崎市学校給食費に関する条例施行規則		
	議案第18号	【取り下げ】大崎市市民会館条例施行規則の一部を改正する規則		
	議案第19号	大崎市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則		
	議案第20号	大崎市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱等を廃止する訓令		
	議案第21号	大崎市社会教育関係団体補助金交付要綱		
	議案第22号	大崎市文化振興関係団体補助金交付要綱		
	議案第23号	大崎市スポーツ振興関係団体補助金交付要綱		
	議案第24号	大崎市立小学校及び中学校の施設の開放に関する実施細則の一部を改正する訓令		
	議案第25号	宮城県教育委員会から派遣された非常勤職員の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令		
	議案第26号	人事案件について		
	議案第27号	人事案件について		
	議案第28号	【追加議案】大崎市文化財保護補助金交付要綱の一部を改正する告示		
	報告事項	第3回いじめに関するアンケート調査結果について		
	報告事項	大崎市スポーツ少年団指導者育成補助金について		
報告事項	地域交流センターの外観イメージ及び施設計画について			

次に、古川北小学校統合の状況ですが、7回にわたる準備委員会を終え、コロナ禍の中にもありながらもさまざまな意見をいただく中で、準備が進み3月21日に各学校の閉校式を行う段取りまでこぎつけました。委員の皆様にも大変感謝しているところです。

次に、今年度当初から取り組んで参りましたGIGAスクール構想における学校教育環境の整備でございますが、すべての小中学校において1人1台の学習用コンピュータと学校の高速通信ネットワーク工事が完了いたしました。本格的な運用は次年度からとはなりますが、あわせて導入を進めてまいりました大型提示装置やタブレットドリルなどを活用し、学習活動の一層の充実を図ってまいります。

未だに新型コロナウイルス感染の終息が見えない状況でもあり、再び学校休業等の措置が必要となった場合にも、家庭のご理解を得ながら、学校と家庭をつなぐツールとしても有効に活用してまいります。

また、次年度はICT支援員を導入し、教職員と連携協力して、学校ICT環境の運用管理や学校運営にかかわる情報管理の支援等を行うとともに、ICTを活用して効果的で魅力的な授業実践を行えるようなアドバイスや提案により校務や教職員を支援してまいります。

次に、2月14日にパレットおおさきで開催されました、親学びサロン特別編について御報告いたします。

この事業は、今年度4回開催した家庭教育支援事業、親学びサロンのフォローアップ事業として、母親クラブの全県組織であるみらい子育てネットみやぎとの共催により開催したものです。

事前の準備、当日の運営には、家庭教育支援チームおおさきのみなさんに御協力いただき、新型コロナウイルスや前夜の地震の影響が残るなか、事前に申し込みいただいた未就学児の親子18組51人にご参加いただき、親子で歌やダンスを楽しむなど、楽しい時間を過ごすことができました。

今後も、家庭及び地域の教育力の向上と保護者のネットワーク構築を図るため、家庭教育支援の推進に努めてまいります。

次に、2月16日に開催されました大崎市スポーツ指導者育成研修会について御報告いたします。

この研修会は、大崎市スポーツ推進計画に基づき、ライフステージに応じたスポーツ指導者の育成と支援を目的に、大崎市教育委員会と大崎市中学校体育連盟が共催し、中学校部活動指導者、スポーツ少年団指導者、スポーツ推進委員などを対象に開催いたしました。「運動やスポーツ活動の効果的な指導について」をテーマに、大崎市スポーツ推進審議会委員でもあるスポーツメディカルあおやぎ接骨院グループ総院長、青柳力氏を講師に迎え、部活動やスポーツ少年団における指導方法やけがの予防など、また日ごろ指導者が抱えている課題や悩みについてアドバイスをいただきました。

今後も、中体連やスポーツ関係機関と連携を図りながら、スポーツ指導者の育成と支援に努めてまいります。

次に、旧有備館および庭園、来館者330万人について報告いたします。

国指定史跡及び名勝「旧有備館および庭園」において、昭和45年の一般公開からの来館者が2月21日に330万人に到達し、お祝いの記念セレモニーを開催いたしました。

330万人目の来館者は、山形県新庄市にお住いで、娘さんと2人で来館されました90歳の久保田善作さんとなりました。

セレモニーでは、記念品として認定証や大崎市の特産品などを贈呈いたしました。

旧有備館および庭園は、一般に公開されてから昨年で50年を迎えており、この度の330万人到達は大きな節目に花を添える形となりました。

今後も、大崎市の魅力を広く発信する文化資源として、旧有備館および庭園の活用を図ってまいります。

次に、国登録有形文化財の登録について報告いたします。

11月の定例会で登録にかかる答申がなされたことを報告いたしました古川地域の旧橋平酒造店、いわゆる醸室にある3件の建造物が2月26日付けで国の文化財登録原簿に登録されました。

この度の登録をもって、大崎市の国登録有形文化財が全32件となりましたことを報告いたします。

最後に、2月17日から3月11日までの会期で行われました令和3年第1回市議会定例会につきまして、御報告いたします。

予算特別委員会では、新年度予算を審議いただき、教育委員会としての方針や対応について、丁寧に御説明申し上げ、承認をいただいたところでございます。

さらに、3月5日からは補正予算についての審議が行われ、国の補正予算措置による小中学校でのアルコールやハンドソープ等感染症対策にかかる経費、スクールサポートスタッフ配置事業及び社会教育事業オンライン化環境整備事業などの関係予算を承認いただきました。

本日の委員会では、規則の一部改正と人事案件に関する議案を提出いたします。また、3件の報告をさせていただく予定となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、教育長報告を終わります。

この報告について、何か御意見があればお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようですので、教育長報告については以上とさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第17号「大崎市学校給食費に関する条例施行規則」についてを議題といたします。

教育総務課長、説明願います。

教育総務課長

本案は、第1回定例会議案としてご可決いただきました大崎市学校給食費に関する条例に係る同規則の新規制定となります。

本案は、令和3年4月1日の開始を予定しております学校給食費の全面公会計化に伴い、現在実施しております学校給食センター受配校に加え、新たに学校給食単独調理校分の学校給食費を徴収するため、条例を施行するための規則を制定するものでございます。

御審議のうえ、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

質疑がなければ、ただいまの4カ件の議案については御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第3、議案第19号大崎市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

生涯学習課長、説明願います。

生涯学習課長

10ページの議案第19号大崎市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

大崎市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則におきまして、令和2年11月1日から令和3年3月31日までの間、体育施設条例にて規定されております鎌田記念ホールにおいて、芸術文化に係る行事に利用し、かつ新型コロナウイルス感染症の拡大防止等に資するために市の要請に応じて利用人数を調整する場合の使用料の減免割合を規定しておりますが、今回、まだ新型コロナの終息が見えてきていないことから、令和3年3月31日までとしておった期間を令和3年9月30日までとし、半年間の期間延長を行うものです。

なお、本日上程ご審議いただくこととしておりました議案第18号大崎市市民会館条例施行規則の一部を改正する規則につきましては、当該規則の改正は市長部局において行うものでありましたことから、議案を取り下げとさせていただきます。まことに申し訳ございませんでした。

教育長

ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

質疑がなければ、本案について御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第4、議案第20号大崎市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱等を廃止する訓令を議題といたしますが、本議案につきましては、日程第5、議案第21号から日程第7、議案第23号までの各議案と関連がございますので、これら議案を一括して議題といたします。

それでは、生涯学習課長、説明願います。

生涯学習課長

続きまして、12ページの議案第20号大崎市社会教育団体に対する補助金交付要綱等を廃止する訓令につきましては、13ページの議案第21号大崎市社会教育団体補助金交付要綱、26ページの議案第22号大崎市文化振興関係団体補助金交付要綱、39ページの議案第23号大崎市スポーツ振興関係団体補助金交付要綱の3つの新規制定される補助金交付要綱と関連がありますので、一括して御説明いたします。

国では、行政手続きにおける押印の廃止に向けた見直しが議論されており、本市においても、市民負担の軽減の観点から、省略可能なものについては直ちに押印省略に向けた諸手続を行うこと、省略不可としたものについても、ガイドラインに沿った見直しの再検討を依頼し、全庁的に見直しを行ったところです。

今回、各団体への補助金の申請に際して申請書に押印の廃止し署名を可とすることでの訓令の改正を行おうとするところですが、大崎市例規類整備方針に基づき、補助金の交付要綱は訓令ではなく告示で制定という指導を法令担当課より受けておりまして、改正の機会があればその都度、訓令を廃止し、要綱を制定する必要があり、別途告示を伴う要綱を新規制定するものです。

以上、御審議のうえ、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの4カ件につきまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

質疑がなければ、ただいまの議案第20号から同第23号までの4カ件の議案については御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程追加、議案第28号大崎市文化財保護補助金交付要綱の一部を改正する告示を議題といたします。

文化財課長、説明願います。

文化財課長

それでは、追加議案第28号大崎市文化財保護補助金交付要綱の一部を改正する告示について御説明いたします。

ただ今、生涯学習関係での補助金と同様でありますけれども、押印の見直しガイドラインに基づき、様式を変更するものでございます。

様式中の押印を求める箇所を削除し、記名押印または署名を選択できるようにするものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

教育長

ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

質疑がなければ、本案について御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程第8、議案第24号大崎市立小学校及び中学校の施設の開放に関する実施細則の一部を改正する訓令を議題といたします。

生涯学習課長、説明願ひます。

生涯学習課長

続きまして、議案第24号大崎市立小学校及び中学校の施設の開放に関する実施細則の一部を改正する訓令 についてご説明いたします。52ページになります。

こちらについては、市内小中学校を利用する際の申請書について、押印を廃止し、署名での申請を可とすることでの申請書の書式を変更することに伴い、訓令の変更を行うものです。

以上、御審議のうへ、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

質疑がなければ、本案について御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程第9、議案第25号宮城県教育委員会から派遣された非常勤職員の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令を議題といたします。

学校教育課長、説明願ひます。

学校教育課長

議案第25号宮城県教育委員会から派遣された非常勤職員の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令について、御説明申し上げます。60ページをお開きください。

本議案は、宮城県の市町村教育委員会に派遣する非常勤職員の任用等に関する要綱の一部改正に伴い、これを参酌基準として施行している本市宮城県教育委員会から派遣された非常勤職員の取扱いに関する要綱において、生徒指導の充実に資するために任用する非常勤職員及び休職から復帰した職員の業務を支援するために任用する非常勤職員に関する規定を追加するとともに、これらに係る様式の修正および追加をするものであります。

またあわせて、要綱の定義、略称等の改正を行うものです。

以上、議案第25号の提案説明といたしますが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

質疑がなければ、本案について御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10及び同第11、議案第26号及び同第27号人事案件についてを議題といたします。

(「発議」の声あり)

教育長 発議がございましたので、認めます。

青沼委員 人事案件でありますので、教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、議案第26号から同第27号までを秘密会とすることのお取り計らいをお願いいたします。

教育長 お諮りいたします。
議案第26号から同第27号までの2カ件を秘密会とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議なしと認め、議案第26号から同第27号までを秘密会といたします。
教育部長、佐々木教育部参事を除き、そのほかの方々には御退室願います。
暫時休憩します。

(退出者入場後、再開)

教育長 再開いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
(1) 第3回いじめに関するアンケート調査結果についての報告をお願いします。
学校教育課副参事、報告願います。

学校教育課副参事 それでは、1月に各学校で行いました第3回いじめに関するアンケートの結果について報告いたします。
グラフについては3ページから6ページにまとめてあります。
前回10月と比較して今回、小学校6年生、中学校1、2年生ともいじめの発生件数が減少傾向にあることが分かりました。今年度1年間をトータルした件数につきましてもこれまでの年度毎の調査件数と比較して、一番少ない件数になっております。各校からの生徒指導、月例報告も前年数より減少しております。コロナ禍の中で、各校が誹謗中傷等のいじめにつながる指導の充実を図った成果と考えております。
6ページにありますように、いじめの形態としては悪口、冷やかしがこれまで同様、一番多くなっています。何気ない子どもたちの言葉がいじめにつながっていることがうかがえます。SNS上でのいじめについては、小中学校でそれぞれの対象学年で1件ずつ、合計3件確認されました。今後も継続調査が必要と考えます。
前回話題とさせていただきますいじめ等の相談相手についてですが、3ページの小学校6年生では相談する相手全体的に減っている傾向にありました。誰にも相談しない割合についても、今年度1年間では横ばいの傾向にありますが、前年度比較では増えております。
一方で4ページ、5ページにある中学校1、2年生では相談件数が増え、誰にも相談しない割合も減少傾向にありました。
また、コロナ禍の影響もあるのか、相談相手に先生、養護教諭を選択した児童生徒数が小学校6年生、中学校1年生では、減る傾向にありました。
7ページをご覧ください。

相談に相手、その他を選択した内訳、誰にも相談しない割合、相談しない主な理由をまとめております。その他の内訳では、兄弟姉妹や祖父母など、親戚を選択したもの一番多く、ネット上の友達への相談が減っていました。

相談しない主な理由については、迷惑、心配をかけたくないから、次いで、面倒だから、自分で解決したいからが多くなっている傾向にあります。

誰にも相談しない児童生徒のこの状況につきましては、校長会議や教頭会議の折りにこのデータを示し、いじめがあっても児童生徒自身の中で抱え込まず、誰かに相談することで解決できたり、心が軽くなったりとしていくことを児童生徒に伝えていくことを各校に依頼してきたところであります。いじめが減り、かつ相談できる体制づくりについて、学級づくりを核としながら、引き続き取り組んでいくよう学校と確認したところでございます。

8 ページのいじめをしたらどんな気持ちになるかという質問に対して、どの学年も仕返しが怖いという結果が、若干ではありますが、増加傾向となっております。非常に気になる結果となりました。いじめは容認されるべきではなくということについて、あらゆる場面で指導していくべきことと考えます。

9 ページをご覧ください。新たな設問でございます。

いじめを無くすためにあなたがしたいことは何かを問うたものです。このアンケートについては、年3回実施しておりますが、状況の把握だけではなく、このアンケートを実施する中で、少しでも子供たちがいじめを無くすための行動を考え、実践してほしいとの願いを込めて設けました。

選択肢では、仲良くする、悪口を言わないが多い結果となり、右側に自由記述を設けましたが、明るく楽しいクラスにする、いじめられている人と仲良くする、互いの価値観を認め合うなどありました。

巻末には各小中学校のいじめ防止の取り組みをまとめています。手立てが効果を上げているか検証は必要と考えます。

この1年、生徒指導の定例報告をはじめ学校より、重大事態となるいじめの報告はありません。現場で先生方の取り組み、努力に感謝したいと思います。

アンケートの結果についての報告については以上となります。

引き続き、令和元年度の大崎市内の児童生徒に係る問題行動等につきまして、情報提供及び説明をさせていただきます。

委員の皆様は資料を配付させていただきましたが、大崎市教委独自の集計もあり、今後修正されることがありますので、会議終了後、回収させていただきます。

まず、暴力行為についてです。

小学校について、宮城県の暴力行為は年を追うごとに増加傾向にあります。大崎市では昨年度やや減少いたしました。形態別の発生状況を見てみますと、生徒間暴力が大きく減りました。今年度の1月末段階でもさらに減少しており、要因としては児童が好ましい交友関係を築くことができるようになっていくことが考えられます。その反面、今年度は対教師暴力が大幅に増加しております。

また、中学校についても県の値は増加傾向にあるものの、大崎市ではほぼ横ばいで推移しております。今年度は生徒間暴力が大きく減っておりますが、小学校同様に対教師暴力が増えております。

小中学校で共通する特徴としては、落ち着いて授業に参加できなかったり、コミュニケーションがうまくとれなかったりといったADHD等の発達障害を抱えている児童生徒が繰り返し暴力行為を行っていることが挙げられます。特に、授業抜け出しや授業妨害について指導した際に、指導を受け入れられずに暴力を受けるケースがほとんどでした。改善のために、学校と家庭、そして医療等専門の関係機関との連携を図って対応してまいりました。さらに、支援員や宮城県警のスクールサポーター、相談員の先生方の協力を得て、学校内で児童生徒を見守る環境を整えることで成果が見られております。また、教員を対象とした、発達障害を抱えた児童生徒に関する研修会を実施し、より適切な対応の在り方について研修を深めました。

次に、いじめに関して、2ページをご覧ください。

大崎市のいじめの認知件数について、平成30年度と令和元年度との比較で、小学校が27件の増加、中学校が12件の減少となりました。また、昨年度と今年度を比較してみますと、小中学校共にさらに減少しております。特に、中学校は新型コロナウイルスによる2カ月間の臨時休校を差し引いても40件と大幅に減少しております。これは、いじめの未然防止に関する取組と共に、新型コロナウイルス感染症の差別防止の指導により、相手への思いやりや人権擁護への意識が高まったことも要因として考えられます。

いじめの解消率については、令和元年度、大崎市では前年度よりも小中学校共にプラスとなっております。これは、起こったいじめについて、被害者へ寄り添った対応、加害者への指導と再発防止に学校が組織で取り組んできた成果であると考えます。今後も、子どもと親の相談員やスクールソーシャルワーカーの積極的な活用、青少年センターとの情報交換など、関係諸機関との連携をさらに密にしながら、いじめ対策に取り組んでいきたいと考えております。

次に、不登校についてです。

3ページをごらんください。

大崎市は令和元年度において小学校で1.06%、中学校では5.70%の出現率となっており、県の値を上回っております。小学校で大きく増加した要因としては、学校が昨年度まで欠席を病気扱いにしていたものを不登校と捉えなおし、積極的に不登校支援を始めたことが挙げられます。不登校のきっかけを見ると、小中学校ともに、本人や家庭に係る状況に起因するものが多く、また中学校では、学校における人間関係がうまく構築できないことがきっかけとなっていることが分かります。

これから進学、進級の季節を迎え、新しい環境への不適應からの不登校の増加が懸念されます。校内での、次の担任への確実な児童生徒の引き継ぎや、小中連携の更なる推進等、児童生徒の情報をしっかりと共有して未然防止に努めていきたいと考えます。

また、大崎市子どもの心のケアハウスでは、子供と保護者への相談活動、学校や支所に出向いての学習支援、学校への指導訪問を行ってきました。今年度は昨年度より相談の回数が増加しました。中には、これまで学習支援を行ってきた中学校入学以来一度も学校へ通うことができなかった生徒が、中学校3年生の秋から数回ではありますが、学校へ通ったり、引きこもり状態にあった生徒と定期的な面談を行えるようになったりと、成果が見られています。さらに、スクールソーシャルワーカーやけやき教室、青少年センター、子育て支援課と連携したり、県の不登校支援ネットワークとの情報共有を図ったりするとともに、相談、学習支援など、一人一人に応じた支援を行いながら、不登校解消に向けて取り組んでまいりました。

また、前回お話しさせていただいた古川中学校での学び支援教室充実事業では、不登校生徒を支える組織的な対応が確立し、1月末時点で昨年度43名いた不登校生徒が今年度は25名と大幅に減少いたしました。研修会で市内小中学校はこの成果を共有しております。次年度はこの古川中学校の取組をモデルとして、古川東中学校、古川南中学校にも同様の取組を拡充していく予定になっており、今準備を進めているところです。

さらに、今年度は新しく大崎市域の不登校支援関係団体との情報交換会を実施したり、不登校対応資料を作成して市内小中学校のよい取組を共有したりといった活動を行ってまいりました。今年度の取り組みの成果と課題を今後の子供たちへの支援へとつなげていきたいと考えます。

最後に、補助資料として、問題行動の件数について示しておりますのでご覧ください。

以上で、報告を終わります。

教育長

ただいまの件につきまして、ご質問はありませんか。
青沼委員。

青沼委員

報告を聞くと今年度の減少ということで、その原因をここでどう見るかによってなのですが、減少したことは間違いないので、これはいろいろな努力の成果と見たらいいのか。しかし、コロナ禍の中で児童生徒とのかかわり合いとか、そういうことも含めて、よくとれば家庭教育の中でもそういうこともなされてきたのかなということもあるし、今後コロナがある程度改善されてときにとということも含めて、今後しっかり指導を続けていただけるといいなというふうに感じたので、よろしくお願ひします。

教育長

堀委員。

堀委員

私の意見を汲み取っていただけて、設問7のように質問をしてくださり、ありがとうございます。

これを見ると、どの学年でも注意をするというような、子どもたちの正義感というか、そういった気持ちが働いていることが見受けられてとてもほっとしたと思います。

でも一方で、いじめはなくなるという意見もあるのですが、あえて近づかないという意見も思っている以上に大人のような感覚で人間関係を作っていこうとしているのかなと思いますので、こういった細かな質問に答えることで、いざそういう場面に子どもたちが出くわしたときに、もう一回自分が考えたこと引っ張り出して、対応してくれるのではないかなという期待の設問、答えが返ってきたように思いました。ありがとうございます。

教育長

若見委員。

若見委員

4ページの問題行動についてなのですが、①家を抜け出し、②授業の妨害とあるのですが、これは何を基準にしているのでしょうか。授業を抜け出すというのは、クラスから廊下に行った場合はカウントされていないような気がするのですが、これは学校外に出たということで抜け出しとしてカウントされているのですか。

教育長

菅原学校教育課副参事。

学校教育課副参事

こちらについては、あくまでも授業の抜け出しということで、教室から出たものをカウントしているということになります。

カウントの数につきましては、1時間内で複数回出てもそれがカウントされていくような状況になっていて、1名でも課題が大きな児童生徒がいた場合、その子だけが大きくカウントされていくという形になっております。

授業妨害については、突発的に大きな声を上げたり、周りの生徒の授業の流れを切ったものについてカウントしているということになります。

教育長

青沼委員。

青沼委員

授業を抜け出す子が最近多いということで、これが障がいのためというようなことでなされているのですが、障がいの捉え方なのですが、しっかりしておかなければならないことがあります。結論的には障がいという名称でいくのですが、愛着障がいという言葉が出てきますけれども、家庭環境のための障がいがあります。中にはこういうケースもあって、教室を抜け出すことによって、トイレに行くことによって心が落ち着いて、戻ることができるという指導をするケースが結構いい場合がある。

それ以外で、問題行動、つまり言うことを聞かないで、ずっと吹っ飛んであるく、言葉は悪いですけども、そういう形の場合もあるので、その辺のところはしっかり勉強しておかないといけないのかなというのはあります。つまり、行動だけで評価しないというところをしっかりと見てあげてほしいなと思っていました。

教育長

そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

なければ、本案については了といたします。
次に、(2)大崎市スポーツ少年団指導者育成補助金についての報告をお願いします。
生涯学習課長、報告願います。

生涯学習課長

それでは、御説明申し上げます。

資料2になります。

昨年、スポーツ指導者資格制度の改正が行われまして、これまで永年認定資格でありましたスポーツ少年団指導者資格認定員が指導者の資質向上を図るため、4年に一度の資格更新が必要になり、名前が変わりまして、コーチングアシスタントという資格に移行しまして、さらにこれからスポーツ少年団の指導者として登録される方についてはスタートコーチという資格の取得が新たに追加されました。

今回、資格を新規に取る場合と更新する際に、4年間として1万円の登録料が発生することになりました。そこで、更新ですとか、新規に資格を取得する際に必要な登録料について、こちらのほうで補助するものであります。

ただし、補助については各団体、スポーツ少年団登録規程に掲げる最低2名とさせていただいて、各スポーツ少年団への補助ということで措置をしたいと思います。2名というのは、スポーツ少年団登録規程に2名の指導者が必要であるとしておりますことから、最低2名ということで、2名の指導者への補助ということになります。

金額につきましては、1団体につき1万円ということで、半分の5,000円の2人分ということで考えております。

以上です。

教育長

ただいまの件につきまして、ご質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

なければ、本案については了といたします。
次に、(3)地域交流センターの外観イメージ及び施設計画についての報告をお願いします。
中央公民館長、報告願います。

中央公民館長	<p>それでは、御説明申し上げます。</p> <p>ただ今、古川七日町西地区第一種市街地再開発事業において地域交流センターの整備を進めているところでございます。</p> <p>交流センターにつきましては、来年1月末ぐらいまでに完成、2月に引き渡しという予定で現在事業が進められております。</p> <p>今回、教育委員の皆さまにお示しいたしましたこの資料につきましては、1ページ目につきましては再開発事業の概要等についてでございます。2ページ目の平面図等につきましては、委員皆さまにもこの間お示しさせていただいております資料でございます。</p> <p>今回、2月議会におきまして、予算特別委員会の中で来年度予算の審議をしていただいている中で、表決をするに当たって、議会のほうでも平面図だけではなかなかイメージがわからないというような議事進行などもありまして、議会のほうにもこの資料として、3ページ以降の外観イメージ図、それから4ページ、5ページにつきましては地域交流センター各部屋のイメージ図も示させていただいております。</p> <p>この事業につきましては民間事業で進められておりますので、なかなかこういった資料については私どものほうにも示されてこなかった部分もございました。ただやはり、議員の皆さまもそうですが、実際取得するに当たってイメージがわくようなものとしまして今回報告の中で委員皆さまにお示しさせていただきました。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>ただいまの件につきまして、ご質問はありませんか。 堀委員。</p>
堀委員	<p>2ページの東街区E棟に金融機関とあるのですが、ここも市の土地であるということなのですか。</p>
教育長	<p>中川中央公民館長。</p>
中央公民館長	<p>今回の開発につきましては、あくまでも民間事業として七日町の区分所有者という形で、それぞれ土地の地主さんがいて、それを権利の変換をして、再開発事業の中で、東街区は整備が完了しているということで、交流センターにつきましても区分所有ということで、大崎市と商業施設とか事務所、そういったものが混在するものですから、4団体でその施設を区分所有するような形になっております。</p>
教育長	<p>若見委員。</p>
若見委員	<p>立体駐車場とあるのですが、今、車の車種もいろいろになってきて、2メートル超えの車などは駐車場に入らず、駐車場を選ぶことが多くなってきています。この駐車場は高さ何メートルまでとか、現在のニーズに合ったものとなっているのでしょうか。</p>
教育長	<p>中川中央公民館長。</p>
中央公民館長	<p>立体駐車場につきましては、高さの部分についてはこちらでも資料として持ち合わせていないのですが、基本的にはマンションの利用者と交流センターを利用される方、そういったところでの活用を考えているということを組合側からは言われてます。</p> <p>おそらく、この高さの部分につきましても、その辺を配慮して整備が進められるのであろうという認識ではおりますが、そういったところにつきましてはまではまだ情報としていただいているところがございます。</p>
教育長	<p>堀委員。</p>

堀委員	中央公民館はよく避難場所に指定されますが、ここは公民館という名称ではないけれども、そういった避難場所にはなるのですか。
教育長	宮川教育部長。
教育部長	市役所や、今ですと古川第一小学校、古川中学校の体育館ですとかが避難場所となっております。
教育長	防災のほうにつきましては、市のほうでまた検討されることになると思います。 そのほか、ございませんか。
	(「なし」の声あり)
教育長	なければ、本案については了といたします。
教育長	本日の議事案件については以上となりますが、委員の皆さんからほかに何かございますか。
	(「なし」の声あり)
教育長	それでは、以上で本日の教育委員会定例会を終了いたします。
教育長	次に、各課・館の報告に入ります。 教育部長→参事(学校教育)→教育総務課長→学校教育課長→文化財課長→生涯学習課長→中央公民館長→図書館長→学校教育課副参事
閉 会	この会議録の作成者は次のとおりである。 教育総務課 総務担当 主幹兼係長 加藤浩司 上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。 令和 年 月 日 _____ 教 育 長 _____ 署名委員